

平成22年度 道路交通センサス調査業務 特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、中部地方整備局（以下「発注者」という）が実施する「平成22年度道路交通センサス調査業務」（以下「本業務」という）に適用するものとする。

本業務に適用する共通仕様書は、「設計業務等共通仕様書第1編第1章総則」（平成21年4月中部地方整備局）（以下「共仕」という）に基づき実施する。なお、共仕については、中部地方整備局のホームページで確認するものとする。

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijyutsu/kiyun/index.htm>)

第2条 業務目的

本業務は、道路交通センサスにおける基本区間の設定、一般交通量調査・起終点調査・道路現況調査・旅行速度調査の調査方針検討及び別業務において実施する実査・集計の結果を基にした分析及び検証を実施するものである。

第3条 業務内容

1. 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第1111条業務計画第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2. 調査単位設定

道路交通センサスを実施するために必要な項目について調査単位区間の設定を行うものとする。

1) 調査地区設定

道路交通センサスにおける調査地区設定について、別途発注者より提供する調査地区設定（案）を基に、地域特性等を踏まえ、最終設定を行うものとする。

2) 基本区間設定

道路交通センサスにおける調査単位区間の構成要素となる基本区間について、別途発注者より提供する基本区間（案）を基に、地域特性等を踏まえ、最終設定を行うものとする。

①対象路線

基本区間設定の対象道路は幹線道路とする。

幹線道路とは、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道である。

②基本区間の設定・登録条件

基本区間（案）を基に、以下の地域特性等を考慮して分割・統合し、別途発注者より提供する入力システムへ登録するものとする。

- ・枝路線と接続する箇所
- ・道路管理者が異なる箇所
- ・自動車専用道路に指定されている区間の起点終点
- ・市区町村界と交差する箇所

3. 調査項目設定

別途実施予定の道路交通量推計について、より高い精度を確保出来るよう考慮しつつ、1)～4)の各調査項目を平成22年9月までに設定するものとする。

1) OD調査(起終点調査)

全国の全登録車両から抽出した約170万台(別途発注者より提供)のうち中部地方整備局管内の登録車両を対象に訪問、郵送調査を行うにあたり必要となる、OD調査マニュアルを作成する。また、過去の道路交通センサスの実績を基に管内事務所担当車両を抽出する。また、調査方法を決定するものとする。

2) 一般交通量調査

道路交通センサスにおける、交通量調査実施箇所(案)及び調査手法について、下記事項を考慮して設定し、管内事務所及び管内地方公共団体調査実施箇所(案)を作成するものとする。

- ・OD発集量照査に必要な集約Bゾーン(別途発注者より提供)境界
- ・平成17年度道路交通センサス以降に道路ネットワーク変化がある箇所
- ・交通状況、渋滞状況把握のために必要な箇所
- ・高速料金社会実験影響把握に必要な箇所 等

3) 旅行速度調査

道路交通センサスにおける、旅行速度調査実施箇所(案)及び調査手法について下記事項を考慮して設定し、管内事務所及び管内地方公共団体調査実施箇所(案)を作成するものとする。

- ・OD発集量照査に必要な集約Bゾーン境界
- ・平成17年度道路交通センサス以降に道路ネットワーク変化がある箇所
- ・交通状況、渋滞状況把握のために必要な箇所
- ・高速料金社会実験影響把握に必要な箇所
- ・民間プローブデータ(別途発注者より貸与) 等

4) 道路状況調査

発注者より提供する、道路現況調査(案)に基づき、各道路管理者においてするための効率的な実施計画を作成するものとする。

4. 分析・検証

別業務で実施予定である実査・集計結果を基に、交通流状況を各項目毎に総合的な観点で分析・検証を実施するものとする。

1) OD調査

オーナOD調査(一般車・営業車)の集計結果を基に整備局管内、各県、生活圏単位における利用特性を分析・検証し、結果をとりまとめるものとする。

2) 一般交通量調査

一般交通量調査の集計結果を基に、整備局管内・各県・生活圏単位における交通状況について、現況を分析・検証するものとする。

3) 旅行速度調査

旅行速度調査の集計結果を基に、整備局管内・各県・生活圏単位における旅行速度状況について、管内の状況を分析・検証するものとする。

4) 道路状況調査

道路状況調査結果を基に整備局管内・各県・生活圏単位において道路状況について分析・検証するものとする。

5) 調査結果速報

上記項目の分析・検証結果に基づき、管内交通状況を一般の方にはわかりやすい速報版を作成するものとする。

5. 需要推計条件検討

上記の分析・検証結果と将来OD（H21.1時点）を用いて、交通需要推計における推計条件の設定に必要な配分モデルのリンク関数の検討を実施し、推計結果の再現性の確認を実施するものとする。

上記検討における、使用ODが変更となった際は別途調査職員と協議するものとする。

6. 交通状況把握方針の検討

道路交通センサスの調査結果分析を受けて、管内における今後の交通状況を効率よく把握するための、調査計画を策定するものとする。

上記検討に基づき、既存交通量計測システムの改良が必要となった際は、別途調査職員と協議するものとする。

第4条 使用する諸基準

本業務に使用する諸基準は、共仕第1201条に基づき行うものとするが、追加等がある場合は別途調査職員が指示するものとする。

第5条 資料の貸与

共仕第1112条に示す受注者の貸与する資料は、以下のとおりとする。

貸与及び返却場所は中部地方整備局道路部地域道路課とする。

なお、4)、5)については、業務遂行にあたり複製した場合、業務完了時に当該データを破棄するものとする。

- 1) 平成11年度 道路交通センサス関係資料
- 2) 平成17年度 道路交通センサス関係資料
- 3) 平成21年度 道路交通流調査検討業務 報告書
- 4) 平成21年度民間プローブデータ
(2次メッシュ4116メッシュの12ヶ月分（平成21年3月から平成22年2月まで）、
DRM2003とリンク、15分単位)
- 5) 平成22年度民間プローブデータ
(2次メッシュ4116メッシュの11ヶ月分（平成22年3月から平成23年1月まで）、
DRM2003とリンク、15分単位)
- 6) 調査職員が必要と認めた資料

第6条 打合せ

共仕第1110条第2項の「業務の区切り」は以下のとおりとし、打合せ場所は中部地方地方整備局とする。また、打合せ回数は5回を予定している。

なお、本業務を予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする。

ただし、全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者の出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

- ・業務着手時
- ・中間 3 回
- ・業務完了時

第 7 条 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領（案）（http://www.nilim-ed.jp/index_dl.htm）」（以下、「要領」という）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することをいう。

なお、書面において署名又は押印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される一部の検査証明書の取り扱いについては、調査職員と協議すること。

また、以下の項目について、業務着手前に調査職員と協議する。

- ・電子納品の対象とする書類とそのファイル形式
- ・業務中の書類の取り扱い
- ・検査時の対応

第 8 条 成果品の提出

設計成果は、「要領」に基づき作成された電子データを電子媒体(CD-R)で 2 部提出する。

「要領」で特に記載の無い項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

なお、電子データ及び紙による成果品の提出の併用は行わないものとするが、特に必要となった場合は調査職員と協議するものとする。また、公印が必要な品質証明書等の書類の原本性の確認が必要となるものは、検査時には検査官に提示出来るよう整理するものとする。

成果の提出先は、国土交通省中部地方整備局 道路部 地域道路課 とする。

第 9 条 管理技術者

「共仕」第 1 1 0 6 条によるが、「共仕」第 1 1 0 6 条 3 については以下に読みかえる。

3. 管理技術者は、設計業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格又はこれらと同等の能力と経験並びに入札説明書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ・技術士（建設部門）
- ・土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者又は 1 級技術者
- ・R C C M（RCCM と同等の能力を有する者も含む）

※「RCCM と同等の能力を有する者」とは、RCCM 資格試験に合格しており、転職等により登録ができない立場にいる技術者をいう。

なお、これらと同等と認められるものは次のとおり。

- ・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・関連分野の 2 0 年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者

- ・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定された者に限る）

第10条 照査技術者

- 「共仕」第1107条によるが、「共仕」第1107条2については以下に読みかえる。
2. 照査技術者は、設計業務の履行にあたり、以下のいずれかの資格又はこれらと同等の能力と経験並びに入札説明書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ・技術士（建設部門）
 - ・土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者又は1級技術者
 - ・RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）
- ※「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録ができない立場にいる技術者をいう。

なお、これらと同等と認められるものは次のとおり。

- ・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定された者に限る）

第11条 配置管理技術者の手持ち業務量の制限

- (1) 本業務に配置する管理技術者は、本業務の入札公告（公示）日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者でなければならない。

ただし、本業務の入札公告（公示）日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、全ての手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- (2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が（1）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③当該配置管理技術者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第12条 TECRIS完了登録済みデータに対する訂正（削除）

共仕第1109条に規定する「業務カルテ」について、完了後において訂正または削除を行おうとする場合においては、地域道路課の確認を受けた上で、(財)日本建設情報総合センターへ登録申請するものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務受領カルテ」が届いた場合は、その写しを地域道路課に提出しなければならない。

第13条 再委託

1) 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、共仕第1127条第1項に示すほか、以下に掲げるものとする。

・なし

2) 「共仕」第1127条第5項に規定する書面に記載すべき事項は以下のとおりとする。

- ・再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲
- ・再委託の相手方が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

第14条 業務コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は以下の事項に協力しなければならない。

- ・受注者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
- ・受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第15条 疑義

管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。

以 上